

「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」（第5回）議事要旨

1 日時：平成18年2月27日（月） 13:30～15:30

2 場所：人事院第2特別会議室

3 出席委員

神代和欣座長、阿部正浩委員、岡田真理子委員、神林龍委員、前浦穂高委員
（石田委員、大竹委員は欠席、座長以外は五十音順）

4 審議経過

- (1) 事務局より、第4回研究会の議論を踏まえて修正された「論点整理及び当面の対応策」について説明がなされた。
- (2) 意見交換が行われ、委員から大要次のような意見等があった。

《官民比較の対象となる企業規模に関する意見等》

- 統計的な方法による官民給与比較が必要になるのは、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置として設けられているからである。このことを、見直し作業の大前提として明示しておくべきである。
- 民間従業員のカバー率について、どの程度カバーしていれば納得が得られるかという判断は難しい。
- 最初に公務員の給与はどのように決定されているのかということをしきりと説明したほうがいい。最も大きなポイントは、民間の同種、同等の者と比較して、給与水準を決定するということである。そうすると、同種、同等の人達と比較をするためには、単純な平均だけを取ればいいという話ではないということになる。そのことを明確に示しておいた方がよい。

《現行のラスパイレス方式の検証に関する意見等》

- 現行の4要素（役職段階、年齢、学歴、勤務地域）によるラスパイレス方式を採用ことの合理性をしっかりと説明しておく必要がある。
- 職種をラスパイレス比較の考慮要素に加えることについては、民間給与が職種別の給与となっていないことから、現実的でないことを述べておいた方がいい。

- ラスパイレス比較における考慮要素の中に性別は含まれていないが、これは、公務において男女平等賃金を取っていることが背景にあることを説明した方がいい。

《原資と配分についての意見等》

- 現行のラスパイレス方式は水準を決定するために用いられ、配分までは踏み込んでいないが、その点をどう考えるか。
- ラスパイレス比較の考慮要素の中に、官民共通的な職種というものが明確に入ってくれば、配分にも使えるかもしれないが、日本では民間の労働市場がそのようにできていない。
- 公務部内の均衡について、人事院がどのような考え方で臨んできたかということについて、もう少し説明をしたほうがよいのではないか。公務では部内の均衡に配慮してきているが、民間企業でも配分については、それぞれ企業内部の均衡を重視している。

《その他の意見等》

- ラスパイレス比較を行う際の企業規模の問題については、理屈の問題というよりは、調査に関する技術論で説明した方が分かりやすいのではないか。
- 現在の公務は正社員中心となっているが、今後は公務においても非正規型の働き方をとする職員が増えてくる可能性がある。しかし、その場合でも公務における正社員の給与の比較は、民間における正規従業員との間で行うべきである。
- 「民間でできることは民間へ」といった公務の範囲に関する問題や、業務の民間委託の問題については、人事院とは別のところで検討されるテーマであることを説明した方がよいのではないか。
- 独立行政法人化により、特定独立行政法人の職員として公務員の身分を維持しながら、勧告の直接の対象から外れた者が何人くらいいるかということも、情報として提供しておいた方がよい。

以 上

(文責 研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)